

「茂原市子ども・子育て支援事業計画（素案）」に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

意見等を受けた人数 5人	処理区分	件数
	A 計画に反映する	7
	B 計画を実施する上で参考とする (取り組み内容の充実を図る)	8
	C 計画に反映しない	1
	D その他意見・要望等	5

番号	項目	市民からの意見の概要	市の考え方	処理区分
1	P1	(以下「子ども・子育て関連3法」とする) ⇒という。	修正いたします。	A
2	P32	(以下「国の手引き」とします) ⇒という。	修正いたします。	A
3	P25、32	茂原市⇒本市	修正いたします。	A
4	P30	図面の国道21号及び国道84号⇒県道	修正いたします。	A
5	P2、34	「1.57ショック」と「小1プロブレム」の用語の解説	追加いたします。	A
6		「子どもあそびひろば」の開催の支援について	意見として賜ります。	D
7	P58	毎年度、市民に対して市のホームページ等を活用して発表し、周知を図ることではありますが、会議や審議会が開催された後、速やかな発表をお願いしたい。	対応いたします。	A

番号	項目	市民からの意見の概要	市の考え方	処理区分
8	P 1 5	「子育てしやすい住環境の充実」で公園の整備、園庭開放、施設開放、安全対策が望まれる。	要望として賜ります。	D
9	P 1 8	保育所・幼稚園の課題で公立の入所者数は定員の約半数というところが多い、保育所利用見込み量が少ない中、統合も考える時にきていると思われる。 例えば、豊岡幼稚園は老朽化してきているので、豊岡小学校に併設する等。	27ページに記載しておりますが、公共施設の統廃合を含めながら建物の見直しを検討していきます。	B
10	P 2 0	一時保育事業で今後、提供量の拡大が課題であるならば、民間に丸投げではなく、公立で事業を展開していくべきと思う。	平成29年度から公立保育所において1か所の実施に努めていきます。	A
11	P 2 1 P 3 5	地域子育て支援拠点事業で保育所・幼稚園に行っていない幼児の受け入れ態勢で公立の受け入れも必要になってくると思う。平成28年度から公立保育所で実施できるよう検討していただきたい。	平成30年度から1か所の実施について検討していきます。	B
12	P 3 8	ファミリー・サポート・センター事業は早急に検討していただきたい。	平成29年度から1か所の実施について検討していきます。	B
13	P 4 3	民間保育サービスの活用で取組みの継続ではなく公立でもっとすべき	意見として賜ります（ただし、公立保育所としては、一時保育事業を平成29年度から実施に努めていきます。）	D
14	P 4 4	家庭事業相談事業で相談員の体制は常勤者3名、非常勤1～2名いないと対応していけないと思われる。	相談員の体制の整備に努めていきます。	B
15	P 5 4	当選確率の優遇、高くなる配慮とあるが、必要に応じて	公営住宅の募集方法は、公営住宅法において	C

番号	項目	市民からの意見の概要	市の考え方	処理区分
		優先入居できるようにすべき	公募が原則とされています。公募による募集方法の例外として、災害、不良住宅の撤去等、特別の場合が定められています。ひとり親世帯は優先入居の対象となっておりますが一般家庭より入居当選の確率は高くなっております。	
16	P27	公共施設の統廃合、民間事業者への移行を図り、公共施設の再編としていますが、具体的な実施時期や再編内容、体制を計画に明示されたい。また、再編にあたっては、公立と民間のバランスをとり幼児教育、保育の長期的な安定を図られたい。更に1つの方法として幼保連携型認定こども園を公立で実施されたい。	市としては、民間事業者と協議をしながら進めていきたいと考えております。また、幼保連携型認定こども園についても、今後検討していきたいと考えております。	B
17	P29	全市1地区の設定のする根拠を提示されたい。	意見として賜りますが、全市1地区の設定根拠は29ページに示したとおりです。	D
18	P34	小1プロブレムへの対応での連絡協議会については、幼稚園・保育所・小学校での連絡協議会は実施されているのか？	意見として賜りますが、実施済みです。	D
19	P35	利用者支援事業について新たな事業として明確に位置づけ人員配置をし、実施箇所数も含めて検討されたい。	1か所の実施と示しておりますが、今後の利用状況を勘案して対応していきたいと考えております。	B
20	P21	病児保育について実施にあたって利用者ニーズに応える内容で実施されたい。	現在、1か所実施しておりますが、計画期間中に更に1か所の設置を検討してまいりま	B

番号	項目	市民からの意見の概要	市の考え方	処理区分
			す。	
21	P49	保育所給食の推進の事業内容の中で「保育所保育指針」、 「保育所における食育に関する指針」で求められている 食育や計画など加えられたい。	保育所保育指針、食育に関する指針に沿って 取り組みます。	B